いじめについては未然防止の観点に立ち、まずは学校が、日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、子どもが楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要です。また、未然防止や早期対応に関する取組については、学校と保護者が緊密に連携し、推進していくことが大切です。

しかし,いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事例があり,児童生徒の健全な育成の観点から学校と警察は、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められています。

本リーフレットでは、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談または通報すべき具体例として国が示したものを参考としてお示しします。

警察に相談または通報すべきいじめの事例

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
〇 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。	暴行
〇 無理やりズボンを脱がす。	(刑法第 208 条)
〇 感情を抑えきれずに、ハサミやカッタ一等の刃物で同級生を切りつけて	傷害
けがをさせる。	(刑法第 204 条)
○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ (刑法第 176 条)
O 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝
断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	(刑法第 249 条)
〇 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。	窃盗
〇 財布から現金を盗む。	(刑法第 235 条)
〇 自転車を壊す。	器物損壊等
〇 制服をカッターで切り裂く。	(刑法第 261 条)
O 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為を	強要
させる。	(刑法第 223 条)
〇 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫
	(刑法第 222 条)
O 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体	名誉毀損, 侮辱
的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	(刑法第 230 条, 231 条)
○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意し	自殺関与
て自殺した。	(刑法第 202 条)
○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画	児童ポルノ提供等
を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。	(児童買春, 児童 ポルノに係る
〇 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。	行為等の規制及び処罰並びに児童
〇 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。	の保護等に関する法律第7条)
○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真 · 動画を, 性的好奇心を満たす目	
のでスマートフォン等に保存している。	
○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公	私事性的画像記録提供
表する。	(リベンジポルノ)
	(私事性的画像記録の提供等による
	被害の防止に関する法律第3条)

引用 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」 令和5年2月7日文部科学省 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

大人が気付きにくい. いじめ

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子ども自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

ささいな兆候も, 積極的に認知

いじめの認知件数は、社会の関心が下がる とともに 低下してしまう傾向が見受けられ ます。いじめは必ず起こりうるもの、という 認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知 し、対処していく姿勢が必要です。

参照「知っていますか?『いじめ防止推進法』」 文部科学省

いじめに対しての学校の対応

児童生徒に対して

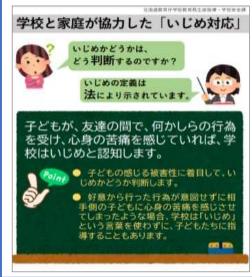
- ◆ 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC(スクールカウンセラー)、 SSW(スクールソーシャルワーカー)と協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐ とともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分 な支援にも留意。
- ◆ 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施。

引用「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)【概要】」 令和5年2月7日 文部科学省

「学校と家庭が協力した『いじめ対応』」

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課

https://qr1.jp/WeEn3g





令和6年度版「函館 いじめ見逃しゼロ」

函館市教育委員会 函館市いじめ防止対策審議会

https://x.gd/NTvmW





令和6年4月

函館市教育委員会